本号で公布された法令のあらまし

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（総務省）

1　住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）第七条第一四号の規定により第三〇条の一三において規定する氏に変更があった者に係る住民票の記載事項として旧氏の振り仮名（旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。）を追加することとした。（第三〇条の一三関係）

2　氏に変更があった者（住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされている者（以下「旧氏等記載者」という。）を除く。）は、住民票に旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書にその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付し、提出することとした。この場合において、その者に係る住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏及び旧氏の振り仮名が最後に削除された日以後に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に限り、住民票に旧氏及び旧氏の振り仮名の記載を求めることができることとした。（第三〇条の一四第一項関係）

3　旧氏等記載者は、氏に変更があった場合には、当該旧氏等記載者に係る住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名を当該変更の直前に称していた旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名に変更することを求めることができることとした。この場合においては、当該旧氏及び旧氏の振り仮名その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があったこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付し、提出することとした。（第三〇条の一四第三項関係）

4　旧氏等記載者は、住民票に記載がされている旧氏及び旧氏の振り仮名の削除を求めることができることとした。（第三〇条の一四第四項関係）

5　この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者は、施行の日から起算して一年以内に限り、住所地市町村長に対し、当該旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字の住民票への記載を請求することができることとした。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出することとした。（附則第二条関係）

6　住所地市町村長は、施行の日から起算して一年を経過した日に、この政令の施行の際現に住民票に旧氏の記載がされている者（同日の前日までに5の記載がされた者を除く。）に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を、旧氏の振り仮名として住民票に記載をすることとした。（附則第三条関係）

7　6の記載がされた者は、一度に限り、住所地市町村長に対し、当該記載に係る旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字を他の文字に変更することを請求することができることとした。この場合において、住所地市町村長において特別の事情があると認める場合を除き、当該請求に係る文字が示す読み方が当該旧氏に用いられる文字の読み方として通用していることを証する書面を提出することとした。（附則第四条関係）

8　その他所要の規定の整備を行うこととした。

9　この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和七年五月二六日）から施行することとした。

◇国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部を改正する政令（政令第一八号）（財務省）

1　国の締結する特定調達契約に係る一般競争公告又は指名競争公示に要する期間を短縮することができる場合を追加等することとした。（第五条～第七条関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇国立健康危機管理研究機構法及び国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九号）（厚生労働省）

一　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令の一部改正関係（第一九条関係）

国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）の施行に伴い、国立健康危機管理研究機構（以下「機構」という。）を感染症法第五六条の三第二項に規定する特定一種病原体等所持者の指定対象となる法人として定めることとした。

二　独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の一部改正関係（第二〇条関係）

国立健康危機管理研究機構法施行令による改正後の厚生労働省組織令の施行に伴い、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令の関係審議会の名称を改正するほか、国立研究開発法人国立国際医療研究センターの解散に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

三　個人情報の保護に関する法律施行令の一部改正関係（第二五条関係）

機構が行う業務のうち、感染症法第六五条の四第一項又は第六五条の五第一項、第二項若しくは第四項の規定に基づき行う業務を、個人情報の保護に関する法律における公的部門の安全管理措置を講ずべき業務に位置付けることとした。

四　その他国立健康危機管理研究機構法及び整備法の施行に伴い、医療法施行令、道路運送車両法施行令等の関係政令について、関係規定の整備を行うこととした。（第一条～第一八条、第二一条～第二四条及び第二六条～第四〇条関係）

五　施行期日等

この政令は、国立健康危機管理研究機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとしたほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第一項及び第二項関係）